

## 愛知工業大学 学友会細則

### 第1章 総則

第1条 本会則は第29条に基づき、この細則を制定する。

### 第2章 組織

第2条 本会は、次の組織を置く。

八草執行委員会、自由ヶ丘執行委員会、特別委員会、評議委員会、評議員、クラブ会、監査委員会、選挙管理委員会。

### 第3章 八草執行委員会

- 第3条（任務）
1. 八草執行委員会は、本会の基本的な活動の企画運営にあたる。但し、八草執行委員会での企画は事前に評議会で決議されなければならない。
  2. 八草執行委員会は、評議会で企画書及び企画の実施報告書の提出をしなければならない。
  3. 八草執行委員会では監査委員長及び監査委員を評議会に推薦する。
  4. 八草執行委員会は、選挙管理委員長、副選挙管理委員長、選挙管理委員を評議会に推薦する。
  5. 八草執行委員会は、評議会にて監査委員及び評議員が罷免された場合、学生総会にそれを示さなければならない。
  6. 八草執行委員会は、必要に応じて評議会を開くように要求しなければならない。
  7. 八草執行委員会は、必要に応じて特別委員会を発足する。
  8. 八草執行委員会は、各特別委員会の委員長を任免する。
  9. 八草執行委員会は、各特別委員会の審査、指導をしなければならない。
  10. 八草執行委員会は、学生総会を運営する。

第4条（構成） 八草執行委員会は、委員長、副委員長、書記長、財政長及び委員により構成される。

第5条（兼任）

1. 委員長、副委員長、書記長、財政長は本会役員がこれを兼任する。
2. 八草執行委員は、評議委員、評議員、監査委員、選挙管理委員との兼任を認めない。

第6条（任免） 八草執行委員は、八草執行委員長が任免する。

第7条（運営） 八草執行委員会は、八草執行委員長により運営される。

第8条（招集） 八草執行委員会は、次の場合執行委員長により招集される。

1. 定例執行委員会 原則として週1回
2. 臨時執行委員会

イ) 八草執行委員長の要求がある場合

ロ) 評議会の要求がある場合

ハ) 八草執行委員の要求があり、副委員長が承認した場合

第9条（任期） 八草執行委員の任期は役員の任期に準ずる。

#### 第4章 自由ヶ丘執行委員会

第10条（任務） 1. 自由ヶ丘執行委員会は、本会の基本的な活動の企画運営にあたる。但し、自由ヶ丘執行委員会での企画は事前に評議会で決議されなければならない。

2. 自由ヶ丘執行委員会は、評議会で企画書及び企画の実施報告書の提出をしなければならない。

3. 自由ヶ丘執行委員会では監査委員長及び監査委員を評議会に推薦する。

4. 自由ヶ丘執行委員会は、選挙管理委員長、選挙管理副委員長、選挙管理委員を評議会に推薦する。

5. 自由ヶ丘執行委員会は、必要に応じて評議会を開くように要求しなければならない。

6. 自由ヶ丘執行委員会は、必要に応じて特別委員会を発足する。

7. 自由ヶ丘執行委員会は、特別委員長を任免する。

8. 自由ヶ丘執行委員会は、特別委員会の審査、指導をしなければならない。

第11条（構成） 自由ヶ丘執行委員会は、委員長、副委員長、書記長、財政長及び委員により構成される。

第12条（選出任命） 自由ヶ丘執行委員長は、評議会で選出され、学生総会で任命される。

第13条（兼任） 1. 委員長、副委員長、書記長、財政長は八草がこれを兼任する。但し、自由ヶ丘執行委員が業務を遂行する上で必要最低限の人数に満たない場合、八草執行委員が役員を兼任することができる。

2. 自由ヶ丘執行委員は、評議委員、評議員、監査委員、選挙管理委員との兼任を認めない。

第14条（任命） 自由ヶ丘執行委員長は、自由ヶ丘執行委員会の副委員長、書記長、会計及び委員を任命する。

第15条（運営） 自由ヶ丘執行委員会は、自由ヶ丘執行委員長により運営される。

第16条（招集） 自由ヶ丘執行委員会は、次の場合に、自由ヶ丘執行委員長により招集される。

1. 定例自由ヶ丘執行委員会 原則として週1回

## 2. 臨時自由ヶ丘執行委員会

イ) 自由ヶ丘執行委員長の要求がある場合

ロ) 評議会の要求がある場合

ハ) 自由ヶ丘執行委員の要求があり、副委員長が承認した場合

第17条（任期） 自由ヶ丘執行委員会の任期は役員の任期に準ずる。

## 第5章 特別委員会

第17条（任務） 1. 特別委員会は、執行委員を補佐する。

2. 特別委員会は、執行委員会に経過報告をしなければならない。

第18条（発足） 特別委員会は、執行委員会によって発足される。

第19条（構成） 特別委員会は、委員長、副委員長、書記長、会計及び特別委員により構成される。

第20条（任命） 副特別委員長、書記、会計及び委員は特別委員長によって任免される。

第21条（運営） 特別委員会は、特別委員長により運営される。

第22条（招集） 特別委員会は、特別委員長により招集される。

## 第6章 評議会

第23条（任務） 1. 評議会は、次の事項を審議及び議決する。

1) 本会の方針を基にした諸問題及びその解決策

2) 企画書の採決

3) 自由ヶ丘執行委員長の選出及び罷免

4) 監査委員長の選出及び罷免

5) 評議委員長の選出及び罷免

6) 選挙管理委員長の選出及び罷免

2. 評議会は、次の事項を全評議員の3分の2以上の賛成で可決した場合、罷免しなければならない。

1) 評議委員会及び評議員からの評議員に対しての不信任案

2) 監査委員、八草執行委員長、自由ヶ丘執行委員長の罷免

3. 評議会は、出席評議員の過半数の賛成がある場合、臨時八草執行委員会及び臨時自由ヶ丘執行委員会を開くように要求しなければならない。

第24条（構成） 評議会は、評議委員、評議員、八草執行委員長及び委員、自由ヶ丘執行委員会及び委員で構成される。

第25条（成立） 評議会は、全評議員の3分の2以上の出席と八草執行委員長又は自由ヶ丘執行委員長の出席をもち成立する

第26条（招集） 評議会は、次の場合評議委員長により招集される。

1. 定例評議会 原則として1回
2. 臨時評議会
  - イ) 八草執行委員長又は自由ヶ丘執行委員長の要求がある場合
  - ロ) 評議委員長の要求がある場合
  - ハ) 過半数の評議員の要求がある場合

第27条（評決） 議事は、本会則第9条、第9章、本細則第23条第2項の場合を除き、出席評議委員及び評議員の過半数で成立する。

## 第7章 評議委員会

第28条（任務） 1.評議委員会は、評議会の運営を行う。

2.評議委員会は、評議会の議事及び日時を3日以前に評議会構成委員に示さなければならない。

3.評議委員会は、参加クラブを監査、指導し、クラブ会からの報告を基に参加クラブの援助金の分配を行う。

4.評議委員会の企画は監査委員会の承認を必要とする。

5.評議委員会は、評議員を罷免したい場合は、評議会に不信任案を提出しなければならない。

6.評議委員会は、定例学生総会の2週間以前までに次期評議員の募集を行う。

第29条（構成） 評議委員会は、正、副会長、書記長、会計各1名及びクラブ会長で構成される。

第30条（選出任命） 評議委員会は、評議会で選出され、学生総会で任命される。

第31条（兼任） 評議委員は評議員、八草執行委員、自由ヶ丘執行委員、監査委員、選挙管理委員との兼任を認めない。

第32条（任免） 評議委員は評議委員長が任免する。

第33条（罷免） 評議委員長は、クラブ会長を罷免できる。

第34条（運営） 評議委員会は、評議委員長によって運営される。

第35条（招集） 評議委員会は、次の場合に評議委員長により招集される。

1) 定例評議委員会 原則として月1回

2) 臨時評議委員会

イ) 評議委員長の要求がある場合

ロ) 評議会の要求がある場合

第36条（任期） 評議委員の任期は役員の任期に準じる

第37条（欠員） 辞任及び罷免による欠員の場合は速やかに補充する。

## 第8章 監査委員会

- 第38条（任務）1. 監査委員会は、本会の運営正常化のために、選挙管理委員会以外の各組織の運営の監査及び会計監査を行う。選挙管理委員会以外の各組織は、これを拒否できない。
2. 監査委員会は、評議委員会の企画を審議及び議決する。
3. 監査委員会は、選挙管理委員会以外の各組織について、次の場合選挙管理委員会以外の各組織の委員長及び役員を罷免しなければならない。
- 1) 本会会則及び本会細則に違反した場合
  - 2) 学友会費を私的に利用した場合
4. 監査委員会は、選挙管理委員会以外の各組織の委員長、副委員長、書記、会計、及び役員がその責務を全うしなかった場合、罷免しなければならない。
- 第39条（構成） 監査委員会は、監査委員長1名と監査委員2名によって構成される。
- 第40条（兼任） 監査委員は、他の機関との兼任を認めない。
- 第41条（選出任命） 監査委員は、執行委員会により推薦され、評議会に選出され、学生総会で任命される。
- 第42条（運営） 監査委員会は、監査委員長により運営される。
- 第43条（招集） 監査委員会は、次の場合によって招集される。
- 1) 監査委員長の要求がある場合
  - 2) 評議会の要求がある場合
- 第44条（任期） 監査委員の任期は役員の任期に準じる。
- 第45条（欠員） 辞任及び罷免による欠員の場合は速やかに補充する。
- 第46条（申し立て） 本会会員は、第38条に基づく監査委員会による罷免に対して異議がある場合、罷免成立後2週間以内に監査委員長へ文章により申し立てできる。

## 第9章 評議員

- 第47条（任務） 1. 評議員は、学生の代表として、責任のある行動をとらなければならない。
2. 評議員は、他の評議員を罷免したい場合、評議会に不信任案を提出しなければならない。
- 第48条（兼任） 評議員は、八草執行委員会、自由ヶ丘執行委員会、監査委員会、選挙管理委員会との兼任を認めない。
- 第49条（募集任命） 評議員は、評議委員会で募集され、学生総会で任命される。
- 第59条（任期） 評議員の任期は役員の任期に準じる。

## 第10章 クラブ会

- 第60条（任務） 1、クラブ会は加盟クラブの親密なる連絡と発展に期する。
- 2、クラブ会は加盟クラブからの活動報告及び会計報告を定例学生総会後一ヶ月以内に評議委員会に提出しなければならない。
- 3、クラブ会は加盟クラブからの各クラブの役員及び所属人数を定例学生総会後一ヶ月以内に評議委員会に提出しなければならない。
- 4、クラブ会は加盟クラブに補助金規定に基づき補助金の受け渡しをしなければならない。
- 第61条（成立） 定例クラブは加盟クラブ会構成員の3分の1以上の出席をもち成立する。
- 第62条（構成） クラブ会は加盟クラブの代表者各1名により構成される。
- 第63条（選出任命） クラブ会会長は評議委員会にて選出、学生総会にて任命される。
- 第64条（兼任） クラブ会会長は評議委員と兼任する。
- 第65条（任期） クラブ会会長の任期は役員の任期に準ずる。
- 第66条（罷免） クラブ会会長は参加クラブ会構成員の3分の2以上の賛成がある場合、これを罷免できる。
- 第67条（運営） クラブ会はクラブ会会長により運営される。
- 第68条（招集） クラブ会は次の場合にクラブ会会長により招集される。
- 1) 定例クラブ会 原則として月1回
  - 2) 臨時クラブ会
    - イ) クラブ会長の要求がある場合
- 第69条（評決） 議事は、出席クラブ会構成委員の過半数で成立し、可否同数の場合クラブ会会長の決するところによる。

## 第11章 クラブ

- 第70条（任務） 1、クラブは自己の向上のために活動を行う。
- 2、必要書類の提出を行い、評議委員会の承認を得た各クラブは、クラブ会に加盟することができる。
- 第71条（クラブ） クラブとは、学生によって一つの自治運営されるサークルであって、愛知工業大学の承認を得た団体である。
- 第73条（脱退） クラブを解散する場合は、解散届を愛知工業大学に提出しなければならない。
- 第74条（除名） クラブは以下の項目に該当する場合、評議委員会にて加盟を取り消すことができる。
- 1、クラブ会への出席状況が不良な場合。
  - 2、学友会への協力が極めて不良な場合。
  - 3、1年以上にわたって活動が行われていない場合。
  - 4、必要書類をクラブ会に提出していなかった場合。

5、その他、本会加盟団体としてふさわしくないと判断された場合

## 第12章 選挙管理委員会

第75条（任務） 選挙管理委員会は、各機関より独立しており、選挙規定に従い公正な役員改選に携わる。また、以下の項目を行う。

- 1) 選挙告示
- 2) 立候補者公募
- 3) 立候補者紹介告示
- 4) 選挙運動の処罰の判断
- 5) 信任・不信任・無効投票の判断
- 6) 開票
- 7) 開票結果の告示

第76条（構成） 選挙管理委員会は、委員長、副委員長、及び委員によって構成される。

第77条（選出任命） 選挙管理委員は、次の場合評議会により選出、任命される。

- 1) 八草執行委員会から推薦された場合
- 2) 自由ヶ丘執行委員会から推薦された場合

第78条（運営） 選挙管理委員会は、選挙管理委員長により運営される。

第79条（任期） 選挙管理委員会の任期は、選挙告示の2週間前から開票結果告示の2週間後とする。

第80条（罷免） 選挙管理委員会は、全会員の過半数の署名が本会会長に提出された場合、罷免が成立する。

## 第13章 学友会費

第81条（入会金） 本会の入会金は、1人当たり1000円とし、入学時に大学の代理徴収によって徴収する。

第82条（会費） 本会の学友会費は1人当たり年間4000円とし、前期、後期に分け大学の代理徴収によって徴収する。但し、入会時は、一括して徴収する。